

議会運営委員会会議録

開閉日時 平成20年5月30日(金) 午前10時00分～午前10時36分
会 場 委員会室

1. 出席者

4番 北川 広 人、 9番 吉岡 初 浩、 11番 森 英 男、
12番 水野 金 光、 17番 小嶋 克 文
オブザーバー 議 長、副議長、
7番 佐野 勝 已、 15番 岡本 邦 彦、 16番 神谷 宏

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

幸前信雄、杉浦辰夫、杉浦敏和、鈴木勝彦、寺田正人、
内藤とし子、小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

市長、行政管理部長、文書管理GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

6. 付議事項

- 1 平成20年6月定例会について
 - (1) 議案の説明について
 - (2) 議案の取り扱いについて
 - (3) 農業委員会委員の推薦について

(4) 一般質問の受付について

(5) 請願書、陳情書及び意見書（案）の取り扱いについて

2 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

議長挨拶

《議 題》

1 平成20年6月定例会について

(1) 議案の説明について

行政管理部長説明 それでは6月定例会に付議させていただきます案件について御説明申し上げます。案件といたしましては、諮問1件、一般議案3件、補正予算2件及び報告4件の計10件をお願いするものでございます。初めに諮問第1号、人権擁護委員の推薦は、神谷邦子氏の後任として阿知波住依氏を推薦いたしたく諮問させていただくものでございます。議案第41号、高浜市使用料及び手数料条例の一部改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、戸籍記載事項の証明手数料を定めるものでございます。議案第42号、高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の制定は、市民相互の連帯感及び住民自治の向上を図り、全ての市民が地域において支え合う、安らぎのある心豊かな地域共生社会の構築を目指してコミュニティプラザを設置するもので、あわせてコミュニティプラザ管理に関し必要な事項を定めるものでございます。議案第43号、損害賠償額の決定は、市立病院における医療上の過誤に関し、損害賠償の額を決定するものでございます。議案第44号の平成20年度一般会計補正予算第1回につきましては、補正予算書の5ページにありますとおり、歳入歳出予算にそれぞれ2,568万円を追加し、補正後の予算総額を123億1,898万円といたすものでございます。歳出

予算の主な内容につきましては、構造改革推進費の地域内分権推進事業では、7月1日に開所予定の仮称翼ふれあいプラザの管理委託料として450万9,000円を計上するものでございます。また、障害者在宅施設介護費の障害者自立支援給付事業では、市内の障害福祉サービス事業所における新体系サービスの円滑な実施を図るため、自立支援サービス円滑化事業費補助金として1,363万1,000円を計上するものでございます。その他、学校管理費の小中学校維持管理事業では、高取小学校における特別支援学級の増加に伴う不足教室に対応するための改造工事費として、635万3,000円を計上するものでございます。次に議案第45号、平成20年度病院事業会計補正予算第1回につきましては、市立病院における医療上の過誤に関し、損害賠償金を支払うための補正でございます。報告第3号は一般会計の繰越明許費繰越計算書で、一つ目が地域内分権推進事業におけるJAあいち中央高浜中部支店跡施設改修工事及び改修工事管理委託事業において、二つ目が乳幼児医療事業における福祉医療費受給者管理システムの開発委託事業において、三つ目がスポーツ施設維持管理事業における碧海グランド改修工事において、先の12月議会でお認めをいただき、平成20年度に繰越をいたしましたので、その報告をさせていただきます。次に報告第4号は、水道事業会計の建設改良費繰越計算書で、吉浜配水場耐震対策工事について平成20年度に繰越をいたしましたのでその報告をさせていただきます。最後に報告第5号は平成19年度の高浜市土地開発公社の経営状況について、報告第6号は平成19年度の高浜市総合サービス株式会社の経営状況についての報告でございます。以上が6月定例会に付議させていただきます案件の御説明でございますが、ただいま市長の挨拶の中に第2回の補正予算の話がございました。これは原油原材料高の影響により融資を受けられた中小企業者の方への信用保証料補助金の交付にかかる一般会計補正予算でございます。その詳細につきましては後日改めて御説明をさせていただければと存じます。以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま当局より説明のありましたとおり、諮問1件、一般議案3件、補正予算2件、報告4件であります。ただいまの説明に対する質疑を許します。

質 疑 な し

市長挨拶

当局退席

(2) 議案の取り扱いについて

事務局説明 議案の取扱いについて説明させていただきます。6月定例会の会期及び会議日程につきましては、既に3月18日開催の議会運営委員会で決定をいただいておりますが、会期につきましては6月6日から6月23日までの18日間でございます。議案の取り扱いにつきましては、6月6日の本会議初日において農業委員会委員の推薦を行い、諮問1件を即決で願い、議案の上程、説明をいただき、報告第3号から報告第6号までの4件の報告を受けます。6月9日（第2日目）と10日（第3日目）の2日間は、一般質問を行い、終了後に関連質問を願い、6月12日の第4日目は総括質疑、議案の委員会付託をお願いいたします。6月16日の総務市民委員会においては、議案第41号の条例関係の1議案を審査願い、6月17日の福祉教育委員会については、議案第42号の条例関係の1議案及び議案第44号の補正予算議案1件を審査願うものがございます。6月18日の建設病院委員会においては、議案第43号及び議案第45号の補正予算議案1件を審査願うものがございます。なお、各常任委員会におきましては、閉会中の継続調査申出事件についても御審査願います。また、農業委員会委員の推薦につきましては、本会議初日に議長より指名することをお願いをし、委員構成につきましては、この後の議題で御協議をお願いいたします。

委員長 農業委員会委員の推薦については、後で御協議していただきますが、それ以外の当局より提示がありました案件につきましては、ただいま事務局が説明しました（案）のとおり決めさせていただきます、よろしいでしょうか。

異 議 な し

(3) 農業委員会委員の推薦について

事務局 それでは農業委員会委員の任期が平成20年7月19日に任期満了となりますので、後任の委員の推薦依頼が市長より文書にて議長あてにありました。任期満了となる委員は杉浦恵美子委員、神谷友子委員、杉浦敏和委員、佐野勝巳委員の4名であり、推薦依頼人数は3名でございます。議員からの選出委員は、去る5月22日開催の各派会議においてお決めいただいております井端清則議員にお願いすることになります。参考資料といたしまして議員以外の2名の方の略歴を配布させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。杉浦恵美子さんと神谷友子さんと、お二人とも再任となります。略歴等は資料のとおりでございますので、お目通しをいただきまして説明の方は省略させていただきます。よろしくお願ひします。

委員長 ただいま、事務局が説明をいたしました、委員の人選について、各会派から御意見がございましたらお願いいたします。御意見もないようですので、委員の人選については井端清則議員、杉浦恵美子氏、神谷友子氏の3名を決定させていただいてよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 農業委員会委員の推薦については6月6日の本会議の初日に議長より指名することとしてよろしいでしょうか。

異 議 な し

(4) 一般質問の受付について

委員長 一般質問の受付は、議会運営に関する申合せにより、6月2日、月曜日の午前8時30分から午後5時までとします。質問の順序は受付順とします。ただし、2日の午前8時30分以前に2人以上ある場合は、抽選により質問の順序を決めさせていただきます。これに御異議ございませんか。

異 議 な し

(5) 請願書、陳情書及び意見書(案)の取扱いについて

委員長 本日までに提出のありましたのは、陳情書3件であります。陳情書につきましては、陳情第2号から陳情第4号までの3件であります。この陳情につきまして付託先の委員会を御発言願いたいと思います。まず陳情第2号、住民の暮らしを守り、公共サービスの充実、格差の是正、働くルールの確立、平和な世界の実現などを求める陳情書につきまして、どこの委員会に付託するか御発言をお願いいたします。

意(4) 総務市民委員会をお願いいたします。

異 議 な し

委員長 次に、陳情第3号、住民の暮らしを守り、公共サービスの充実、格差の是正、働くルールの確立、平和な世界の実現などを求める陳情書につきまして、どこの委員会に付託するか御発言をお願いいたします。

意(4) 福祉教育委員会をお願いいたします。

異 議 な し

委員長 次に、陳情第4号、住民の暮らしを守り、公共サービスの充実、格差の是正、働くルールの確立、平和な世界の実現などを求める陳情書につきまして、どこの委員会に付託するか御発言をお願いいたします。

意(4) 建設病院委員会をお願いいたします。

異 議 な し

2 その他

委員長 次回の議運で、9月定例会の日程をご協議いただきたいと思いますので、その開催日の案としまして、6月18日、水曜日、建設病院委員会終了後、その後に委員協議会が開催されるようであれば建設病院委員協議会終了後に開催いたしたいと思いますがいかがでしょうか。

異 議 な し

委員長 次に北川委員から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

意（4） 委員会会議録署名議員の件ということで御提案させていただきたいと思っております。昨年、議会改革会議において本会議における委員長報告の、できるだけ簡素化をとということで、委員会議事録を高浜市議会のホームページに掲載しようということになって、今、現在、掲載されております。この議事録に対しては、委員長は委員長としての署名と押印をしておるんですけども、議事録署名人というものを委員会で指名はしておりません。この議事録に関しては事務局が作成して、議事録すべてですね、報告ではなくて議事録すべてが掲載されておるという経緯を考えますと、委員会できちんと議事録署名人を指名すべきではないかと、で、その署名人が署名をしたものを掲載すべきではないかと思っておりますので、今回御提案をさせていただきたいと思っております。

委員長 この件につきまして、まず事務局いかがでしょうか。

事務局長 それでは若干御説明をさせていただきたいと存じます。本会議の会議録につきましては、議長その他、二人以上の議員が署名しなければならないことが地方自治法第123条第2項において義務付けられておりますが、委員会におきましては高浜市議会委員会条例第29条で、委員長は職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録をさせ、これに署名または押印をしなければならないとしております。委員長に記録の作成を義務づけておりますが、署名委員についての指名と署名の規定はございません。これは市議会の先例によるものとなります。委員会記録につきましては、委員会審査に関する公文書であることから、その真正を確保するために本会議に準じまして

署名委員を指名し、署名することにつきましては、良いことであることと言われており、その人数は一人から二人で十分とされております。その際には委員長は開会后直ちに署名委員を指名することになりますが、その人数、指名の順序につきましては、各市議会の議会運営委員会で決定しておくことが適当であるとされておりますので、よろしく御協議のほどお願い申し上げます。事務局といたしましても、会議録作成には間違いがないよう十分に気をつけており、今後とも配慮してまいります。北川委員が述べられましたように、ホームページへの掲載が昨年9月定例会分から始まっており、より一層の確認の方法が必要であると考えますことから、このような体制を決定していただくことに関しまして、誠にありがたくよろしくお願いしたいと存じます。

意（4） 今、事務局の説明があったとおりでございます。で、私の方でもう一つ重ねて御提案をさせていただきたいのが、委員長の方から議事録署名委員の指名をするわけですが、委員会においては1名、それを副委員長という形で決めさせていただいたらどうかなというふうに提案させていただきたいと思っております。

意（12） 委員会の会議録を公開するということは、大いに進めるべきだと考えておるわけですが、先ほど事務局の説明で、署名議員が2名という話と、例えば今、提案の、副委員長1名ということが若干矛盾するようですが、委員会に関してその署名議員が1名でいいのかどうか、その辺の解釈についてもう一度確認をお願いしたいと思います。

事務局長 これにつきましては、私どもがいろいろと勉強させていただいております。議会運営の実際という中に、1名から2名が適当だと。それは人数に応じて議会運営委員会の方で決めていただければ結構ですということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

意（17） 今、北川さんの提案があったとおりで結構でございます。

委員長 それでは、副委員長一人ということですか。

意（17） はい。

委員長 ただいま、御意見をいただきましたが、委員会会議録署名議員の件につきましては、副委員長とすることよろしいでしょうか。

異議なし

委員長 次に、事務局から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

事務局長 それでは、御手元に配布させていただいております、高浜市議会本会議録画媒体貸出要綱（案）をご覧いただきたいと存じます。これらにつきましては、以前議会改革会議で御報告させていただいておりますが、本会議をDVDに録画し、一般貸出しを6月定例会分より本格運用することということになっておりました。そこで何らかの理由付けが必要であるということから、貸出し要綱（案）を作成していただきましたので、御説明を申し上げたいと思います。その後、御協議をお願いしたいと存じます。では、お手元の要綱（案）をご覧いただきたいと思います。まず、趣旨ということで、第1条に先ほど申しましたように、高浜市議会本会議の内容を録画した媒体を貸し出すと。で、それに関しまして必要な事項を定めるということで趣旨を述べております。第2条で貸出しの対象となる媒体、これにつきましては、高浜市議会本会議の内容を録画したものということでございます。この本会議につきましては、定例会、臨時会、それぞれでございます。第2項でこれらの録画したものにつきましては、2年間貸出しをするというものでございます。この媒体につきましては、市民総合窓口センター市民生活グループ、広報を作っている担当で作成することになっております。第3条で利用の範囲、貸出しの利用者につきましては、市内に在住、在勤、または在学する者、その他、議長が適当と認めるものとするとしております。第4条で貸出しの申請手続き、これにつきましては、媒体貸出し申請書兼貸出書を議長に提出することとしております。第5条で貸出しでございます。申請書を受理し、適当と認めるときは貸し出す。ただし、貸出しにあたっては郵送等はしない。直接こちらの方へ来ていただいた方に貸出す。貸出しの制限を定めております。3項に分けて決めております。営利を目的として使用するものは駄目だよと。政治活動または宗教活動に不当に使用するものは駄目です。それから第9条、これは遵守事項が定められてお

りますけども、それを守らない恐れのあるときは駄目ですよと定めさせていただいております。第7条で貸出し期間等、貸出しにつきましては1回につき3日分まで。1日分は1枚に全部入れさせていただきます。貸出し期間につきましては、1週間以内としたいと存じます。第8条で貸出し料は無料とさせていただくということとなっております。第9条で利用者の遵守事項、先ほど申しましたように、いろいろございますけども、まず、貸出しの受けた媒体を複製し、または他に売却し、転貸しし、若しくは使用することがないこと、第2号で会費等を徴収して上映しないこと。第3号で媒体の所有権は議会にありますので、その辺を念頭においていただき、破損、紛失がないように注意を払うこと。第4号で保管でございますけれども、適切な保管をすること。第5号で受けた者については通常の用法以外では使用してはならない。第10条で違反行為に対する措置でございますけども、違反が確認された場合には直ちに中止し、それ以後については貸出しを行わない。第11条の損害賠償でございますけども、紛失した場合、又はもう使えなくなったようなものについては、現品または相当の代償を賠償していただくこととなっております。第12条、雑則で、貸出しに関し必要な事項がありましたら議長が定める。この要綱につきましては、平成20年7月1日から施行し、平成20年6月定例会録画媒体から貸出しについて適用する。今後こちらの方で御検討いただきまして、当局の方の文書法規審査を経てから施行したいと考えておりますのでこのような日にちにさせていただいております。それで、3枚目につきましては先ほど申しましたように、貸出し申請書、右の方に貸出し票とさせていただいております。先ほど申しましたように貸出しは1回につき3日分までで、1週間以内ということとさせていただくということで申請書及び貸出し票を作成しておりますのでよろしくをお願いします。

委員長 ただいま事務局より説明がありました、皆さんの御意見を申し上げます。

意(4) 持ち帰って検討させていただきたいと思えます。

意(12) 持ち帰って検討するわけですが、先ほどの説明の中で、この案の中には貸し出し対象が市内在勤、最後には議長が適当と認めるというのがあり

ますが、この辺について、制限した形で考えておるのは何か理由があるかどうかね、あればそれをちょっとあらかじめ聞いて検討したいと思いますので、それをお願いします。

事務局長 制限するというわけではございません。いろいろと使われ方おみえになりますけども、やはり市民の方というんですか、高浜市関係の方を優先的にしたいということでこのようなことをさせていただいております。これに基づいていろいろと勉強される方もおみえになると思います。その方につきましては当然貸出しをするような格好になってくると考えております。

意（17） 持ち帰って検討します。

委員長 参考までに新政クラブさん。

意（16） 持ち帰って検討します。

意（7） 局長ね、DVDの複製等は厳禁ですと、当然こういう文言は入っておるわね。ハードディスクに落とし込むというのは複製になるのかならんのか。実はね、DVDで見るよりもね、ハードディスクで見る方が頭出しとか、あるいは途中で引っ張り出す場合ね、非常に便利な問題があると思うんですが、この辺のところの見解は。

事務局長 実はDVDにおきましても、一度入れたらもう二度とここに書き込めないよというようなものもございまして、複製もできないということも確認しておりますので、やはり複製は駄目ということで私ども考えておりますので、当然他のDVDに写すと同じようにハードディスクにも駄目だというふうに私どもは考えております。

意（7） ハードディスクにも落ちないような歯止めがかかっておるのですか。

事務局長 これはちょっと今、確認しておるんですけども、書き込みはできないDVD-Rという媒体で貸し出すのですが。

意（7） DVD-Rというのはね、そこへ一度落とし込んだら後から追加できないとかね、操作できないということで、R-Wと違うわけだね、そうじゃなくて、一般的にいうとDVD-Rでもね、ハードに落とし込めるんだね。その辺の歯止めがかかるのかどうか。

事務局長 実はちょっと朝、いろいろと勉強しておったんですけども、どうも

複製はできるというふうにちょっと指示を受けたんですけども、全面的に複製は厳禁というような貸出し票にもなっておりますので、他のハードディスク等に落としていただくことも厳禁とさせていただくというふうに考えております。意（15） 私もですね、2件お尋ねします。まず一つはですね、参考までに、これ、検討の資料なんですけど、1週間以内はいいとして、11条ですね、相当額の代価ってのは、これは何ですか、今のDVDの媒体そのもの、まあ、そんなに高くないけど、こういうものの代価なのかということ。それからですね、先ほどの佐野委員からの問合せと同じように、このDVDのですね、DVD-Rであっても、再生のための機種によってはですね、どういう形式でやるのかということ、また、調べておいていただきたいと思います。ということは、機種によって再生できるのとできないのとありますんで、その辺がどういう形式なのかということ。またこれ調べておいていただきたいというふうにお願いします。

事務局長 御指摘いただきましたことにつきましては調査させていただきます。

委員長 ただいま御意見をいただきましたが、高浜市議会本会議会議録録画媒体貸出要綱（案）について、持ち帰りということによろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 最後になりますが、平成17年6月3日開催の議会運営委員会において、クールビズの実施の関係で、議場等における上着、ネクタイの着用について、議員、当局、事務局職員とも、自由ということになりましたが、本年度も同様ということによろしく願いいたします。

委員長挨拶

閉会 午前10時36分

議会運営委員長 署名